

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月
② 昭和48年4月及び同年5月
③ 昭和52年6月から同年9月まで
④ 昭和58年2月から同年8月まで
⑤ 昭和60年6月
⑥ 平成3年5月

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

私か妻が国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及びA県B市が管理する国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の申立期間に近接する前後の国民年金加入期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる上、社会保険庁のオンライン記録において、申立期間を含む昭和57年度の国民年金保険料収納記録が未納から一部納付済みに記録訂正されていることから、行政側の記録管理に不備があった可能性がうかがわれる。

一方、社会保険庁のオンライン記録(資格記録訂正履歴)によると、申立期間①、③及び⑤に関しては、資格取得年月日が平成元年1月13日付けで、申立期間①は昭和47年4月1日から同年3月31日に、申立期

間③は53年1月29日から52年6月28日に、申立期間⑤は60年7月1日から同年6月26日にそれぞれ記録訂正されていることから、これらの申立期間は、当該記録訂正前は国民年金未加入期間であり、国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかつたものと推認することができる。

また、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが昭和50年1月8日であり、その時点では、申立期間は国民年金現年度保険料を納付できない期間である上、申立人は、申立期間②以前のすべての国民年金未納期間について、51年1月31日付けで特例納付を行っているが、その時点で申立期間②は当該特例納付の対象期間外（附則18条に基づく特例納付の対象期間は、36年4月から48年3月まで）であることから納付できなかつたものと推認される上、過年度納付を行った形跡もうかがわれない。

さらに、申立期間⑥については、平成5年12月22日付けで、資格取得年月日が3年6月1日から同年5月30日に記録訂正されていることから、当該記録訂正前は国民年金未加入期間であり、国民年金現年度保険料の納付書が発行されることは無く、保険料を納付することはできなかつたものと推認することができる上、申立人は、申立期間⑥前後の2年から4年までの国民年金保険料免除期間について、7年8月22日付けで追納しており、その時点において、申立期間⑥は既に時効が到来しており、過年度保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立期間①、②、③、⑤及び⑥については、申立人は国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人と共に保険料を納付したとする申立人の妻から事情を聴取しようにも、病気のため申立内容の確認を取ることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年8月から41年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

20歳になっても役場から国民年金の加入の連絡が無かったので、そのままにしていたら、昭和41年3月ころA町役場から、40年8月からの国民年金保険料を納付するよう請求が来たので、その時、国民年金に加入し一括でA町役場に保険料を納付した。

また、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料は、毎月、夫婦二人分の保険料を地区の婦人会の集金人へ納付していたのに、夫が納付済みとされているにもかかわらず、私だけ未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当時、B婦人会という組織が存在し、国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できる上、申立期間直前の昭和46年4月から47年3月までの期間及び直後の48年4月から50年6月までの期間について、夫婦同一日に保険料を納付していることが確認できることから、基本的に「夫婦一緒に婦人会に保険料を納付していた。」とする申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の夫も国民年金加入期間の保険料を完納していることから、申立人は、夫婦で保険料の納付意識が高

かったものと考えられる。

一方、申立期間①については、申立人は、「昭和 41 年 3 月ころに国民年金保険料を一括で A 町役場に納付した。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿により、42 年 2 月 8 日に払い出されていることが確認できることから、その時点で申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、同役場の窓口では過年度保険料を納付できない。

また、申立人が過年度納付を行った形跡も見受けられず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年3月から同年10月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から同年10月まで

私は、老後の生活のことを考え、昭和45年5月から国民年金に任意加入した。

さらに、昭和46年5月には付加年金にも加入し、付加保険料を含む国民年金保険料を毎年納付してきたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年5月に国民年金に任意加入し、46年5月からは付加年金にも加入している上、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）について、国民年金保険料を付加保険料も含めすべて納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立期間は任意加入の資格喪失による未加入期間とされているが、申立人は、「資格喪失手続を行った覚えは無い。」としており、申立期間の前後を通じて申立人及びその夫の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が任意加入の資格喪失手続を行う特段の事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録上、申立期間の直前である昭和60年2月の国民年金付加保険料の納付記録変更履歴が重複して記載されているなど、行政側の記録管理に不備が見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から53年3月まで

私の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月5日付けでA市へ払い出され、払出日以降に国民年金加入の手続がされていると社会保険事務所から回答があった。

私は、厚生年金保険の資格喪失後、国民年金手帳に記載のとおり、昭和43年9月25日に国民年金の加入手続を自分でA市役所窓口において行い、同年10月から国民年金保険料を、だいたい月末に一括又は1か月分ずつ納付書により現金で金融機関に納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和43年9月25日に自分で国民年金の加入手続をした。」と主張しているが、社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保有する国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、55年6月5日以降であることが確認できることから、申立人が初めて国民年金保険料を納付したとされる過年度納付記録のある同年7月29日の時点においては、申立期間は既に時効により納付できない期間である上、特例納付を行った形跡も見受けられず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は114か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年3月*日に結婚したが、後日、A市役所から夫婦二人分の年金手帳が届いた。わざわざ市役所に納付に行くのも大変だったので、そのままにしていたが、昭和37年8月7日にA市B町に住所変更したところ、早速、町内のC会の方が集金に来た。その人から「昭和36年度分も未納になっているので、36年度分もお願いします。」と言われたので、毎月36年度分と37年度分の保険料（1か月分100円の2か月分で200円）を、夫婦二人分で合わせて月400円を妻が集金してもらった。集金人はDさんとEさんだった。

このようにきちんと納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、組織番号が記載されており、A市では「組織番号は納付組織の意味である。」としていることから、納付組織による集金が行われていた時期があったことはいかえりながら、納付組織では過年度分の国民年金保険料の取扱いはできず、申立内容に不合理な点が見受けられる。

また、申立期間は、申立人がA市B町に住所変更した昭和37年8月時点において、国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であるが、申立人の妻によれば、「C会に現金で集金してもらった以外の納付方法は採っていない。」と主張していることから、過年度納付した事情もいかにいえない。

さらに、申立人が集金人と主張するD氏やE氏は既に他界しており、

証言を得ることはできない上、F相談員で両氏を良く知るG氏は、「両氏は、A市C会の役員であったが、両氏からは、生命保険料を集めていたことは聞いたことはあるが、国民年金保険料の集金をしていたことは聞いたことが無い。」と証言している。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和36年3月*日に結婚したが、後日、A市役所から夫婦二人分の年金手帳が届いた。わざわざ市役所に納付に行くのも大変だったので、そのままにしていたが、昭和37年8月7日にA市B町に住所変更したところ、早速、町内のC会の方が集金に来た。その人から「昭和36年度分も未納になっているので、36年度分もお願いします。」と言われたので、毎月36年度分と37年度分の保険料（1か月分100円の2か月分で200円）を、夫婦二人分で合わせて月400円を集金してもらった。集金人はDさんとEさんだった。

このようにきちんと納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿には、組織番号が記載されており、A市では「組織番号は納付組織の意味である。」としていることから、納付組織による集金が行われていた時期があったことはいくつかはわかるが、納付組織では過年度分の国民年金保険料の取扱いはできず、申立内容に不合理な点が見受けられる。

また、申立期間は、申立人がA市B町に住所変更した昭和37年8月時点において、国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であるが、申立人によれば、「C会に現金で集金してもらった以外の納付方法は採っていない。」と主張していることから、過年度納付した事情もうかがえない。

さらに、申立人が集金人と主張するD氏やE氏は既に他界しており、証言を得ることはできない上、F相談員で両氏を良く知るG氏は、「両氏

は、A市C会の役員であったが、両氏からは、生命保険料を集めていたことは聞いたことはあるが、国民年金保険料の集金をしていたことは聞いたことが無い。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年から 47 年にかけての毎年 4 月ごろから 11 月ごろまで (日付不詳)

私は、昭和 39 年から 47 年にかけて、毎年 4 月ごろから 11 月ごろまで A 県 B 市の C 社へ季節労働に出ていたが、申立期間における厚生年金保険加入記録が確認できなかったとの回答を受けた。

昭和 46 年には私の妻も一緒に行き、飯場の炊事婦として働いていたが、妻にはその時の厚生年金保険加入記録があるにもかかわらず、私には加入記録が無い。

私の記憶では、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、一定の期間、C 社で季節労働に従事していたことは、当時の事業主及び同僚等の証言により推認することはできる。

しかしながら、C 社の当時の事業主及び社会保険事務担当者は、「季節労働者の方々のうち、飯場で炊事婦として働く女性については、月給制で厚生年金保険・健康保険に加入させていたが、現場で働く労務者については、日給制で厚生年金保険・健康保険には加入させずに日雇労働者健康保険に加入させていた。」と証言しているほか、申立期間当時、当該事業所に季節労働に来ていた別の夫婦の夫も、「妻は飯場の炊事婦として勤めたので厚生年金保険・健康保険に入れてもらっていたが、自分は現場の労務者だったので、日雇労働者健康保険に入れてもらっていた。年金については国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。」と証

言している。

また、申立人が同僚として挙げている2名は、申立期間当時は国民年金に加入し国民年金保険料を納付済みである上、申立人自身も昭和36年4月の国民年金制度発足時から国民年金に加入し、平成9年8月に60歳で被保険者資格を喪失するまでの間、保険料を完納していることが確認できる。

さらに、社会保険庁が管理する当該事業所の職歴審査照会回答票及び被保険者原票を見ると、申立期間である昭和39年4月から47年11月までの期間において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、健康保険の整理番号の欠番も別人であることが確認できる。

なお、C社は平成18年1月に合併により解散しており、関連資料は残っていない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 2 月 1 日まで
② 昭和 42 年 12 月 16 日から 43 年 6 月 1 日まで

申立期間①については、A市よりB市へ転勤となりC社かD社に継続して勤務していた。一緒に働いていた人を探して聞いたら、その人は継続して厚生年金保険に加入していたそうである。

申立期間②については、事務員として冬期間もE社に継続して働いていた。探し出した設計士の人も冬期間一緒に働いていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の証言により、申立人がD社又はC社（両事業所の事業主は同じ。）に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、両事業所の元事業主に申立人に係る厚生年金保険の適用等について照会したところ、「申立人の記憶は無く、帳簿書類を紛失しているため分からない。」と回答している上、C社の申立期間当時の総務担当者も他界しているほか、D社の総務担当者は連絡先不明であり、申立てを裏付ける証言を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げている同僚は、「私は、同じ建物内のD社で測量の区画面積の計算事務に従事し、申立人はC社で測量図面の青写真の作成等を行っており、申立人と同じ時期にA市からB市に異動した。異動先のB市では、仕事内容はA市と同様であった。しかし、申立人の厚生年金保険の加入状況や保険料の控除については分からない。」と証言している。

申立期間②については、同僚の証言により、申立人がE社に勤務して

いたことを推認することはできる。

しかしながら、同事業所を昭和 45 年 9 月に吸収合併した現在の事業主に申立人に係る厚生年金保険の適用等について照会したところ、「不明。」と回答している上、同僚の二人からも申立てを裏付ける証言は得られなかった。

また、申立期間②に関する一般職員の同僚 2 名（申立人が名前を挙げている F 氏を含む。）の厚生年金保険加入記録を見ると、申立人と同様、両名とも冬期間は厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人の同事業所における厚生年金保険の加入記録は、雇用保険の加入記録とおおむね一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 17 日から 51 年 4 月 1 日まで
年金特別便を見たところ、私が A 社に勤務していた時の厚生年金保険記録が一部抜けていた。私はもちろん家族も、その間に退職したとの記憶は無い。申立期間も引き続き A 社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立てに係る事業所を途中で辞めたことは無く、申立期間も引き続き勤務していた。」と主張しているものの、社会保険事務所が管理する当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は昭和 50 年 8 月 21 日に健康保険継続療養証明書の交付を受けていることが確認できることから、申立人は申立期間当時、同事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失していたものとうかがわれる。

また、申立人の雇用保険加入記録を見ると、申立人は当該事業所で雇用保険被保険者の資格を取得しているが、昭和 50 年 8 月 16 日に離職し、再度、同事業所において 51 年 4 月 16 日に雇用保険被保険者としての資格を取得していることが確認でき、この記録は、社会保険事務所が管理する同事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における厚生年金保険資格の得喪年月日と一致している。

さらに、申立人の同僚 7 人のうち 5 人が、「申立人は一度辞めたように記憶している。」と証言している。

なお、現在の事業主に厚生年金保険の加入及び保険料控除等について照会したところ、「当時の書類等は廃棄処分により不明。」との回答を得

ている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 42 年 1 月ごろまで

A社（現在は、B社）には、昭和 37 年 9 月から 39 年 11 月まで勤務し、長女出産のため退職した。しかし、長女は間もなく亡くなったため、39 年 11 月ごろから再度勤務した。その後長男を妊娠していることが分かったため、42 年 1 月ごろ退職したと思う。社会保険料の控除について、今となっては不明であるが、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、復職期間は昭和 39 年 11 月から 42 年 1 月ごろまでの期間で、「後輩が辞めたので復職した。」と申し立てているものの、該当すると思われる社員の厚生年金保険の加入記録を見ると、40 年 11 月 12 日に資格喪失となっていることが確認できることから、申立期間のうち 39 年 11 月から 40 年 10 月までの期間については、主張に矛盾がある。

また、B社は、「申立期間前の初任時については資料があるが、復職時である申立期間については資料が無く、保険料控除等は不明。」と回答しているほか、申立人が経理内容を知っている可能性があるとして挙げた社員は既に他界している上、後任者と思われる社員は「申立人については分からない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。